

Ⅱ．経営方針

1．経営の基本方針

当社は経営理念として以下を定めております。

- お客様に、より一層価値あるサービスを提供し、お客様と共に発展する。
- 事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る。
- 勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

こうした経営理念の下、当社は、グループ収益力の向上と財務体質の強化を図り、企業価値の向上を実現していくことを経営の基本方針としております。

2．利益配分に関する基本方針

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、健全経営確保の観点から、当社グループ全体の内部留保の充実に留意しつつ、グローバルスタンダードに基づく株主重視の考え方に則った利益配分を行う方針であります。

3．目標とする経営指標

自己資本比率（B I S基準ベース）10%以上を維持しつつ、当面は、公的資金の早期返済に向けて、収益力の強化を通じた剰余金の積上げを図ります。

4．中長期的な経営戦略

当社は、16年度末に三井住友銀行における不良債権比率を半減することを目標に、不良債権のオフバランス化や企業実態の改善を通じた不良債権残高の更なる削減を進めるとともに、保有株式についても更に圧縮を進めることで、バランスシートのクリーンアップを加速してきております。

一方で、お客様のニーズを的確に捉え、そのニーズに対してグループ総合力の発揮により質の高いサービスを提供することによるビジネスボリュームの拡大、リスク・リターンの改善、収益性の高い分野への経営資源の傾斜配分等を通じた資本効率の向上、ローコストオペレーションの徹底によるコスト競争力の強化、の3点を収益力の強化の基本方針として、経営の合理化を進めてきております。

こうして引き続き、収益力の強化を通じた着実な内部留保の蓄積を図ってまいります。

5．対処すべき課題

不良債権の削減については、15年上期におけるオフバランス化の更なる推進、企業再生への取組み並びに劣化防止の取組みが奏効し、15年度末における三井住友銀行の金融再生法開示債権残高見込みでありました3兆9千億円を半年前倒しで達成することができました。15年下期には、ゴールドマン・サックス証券会社、大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ及び日本政策投資銀行と共同で設立致しました企業再生会社・債権買取ファンドなども活用し、処理を一段と加速させてまいります。

政策保有株式については、15年上期においては、期初の最低目標であった7千億円に対して、既に約8割迄売却を終えました。引き続き株価変動リスクの更なる圧縮を図ってまいります。

収益力の強化に向けては、従来からの「業務改革」を通じた各種取組みに加えて以下の施策に取り組んでおります。

法人ビジネスにおいては、引き続き「融資慣行の見直し」を通じて利鞘改善に努力する一方、中堅・中小企業向けのリスクテイク型融資商品を拡充し、貸金増強に努めています。15年度には、ビジネスセレクトローンをはじめとしたリスクテイク型融資商品で2兆3千億円の新規投入を計画、15年上期においては、計画を上回る新規投入を達成しました。また「審査改革」を通じて、審査手法の標準化と審査のスピードアップ・ローコスト化を図りましたが、15年下期においても、引き続きリスクテイク型商品の新規投入を推進、質を伴った貸金ボリュームの増強を図ってまいります。加えて、中堅・大企業に対しては、引き続き市場型間接金融、投資銀行業務等のソリューションビジネスを、大和証券エスエムビーシーとの協業等も更に強化しながら、拡充してまいります。

個人ビジネスにおいては、コンサルティング事業など新しいビジネスモデルの確立を進め、投資信託・投資型年金販売、住宅ローン等、既に高い競争優位性を有している戦略分野を更に強化いたします。15年度においては、投資信託・投資型年金販売、並びに住宅ローンにおいて、前年度を大幅に上回る業務目標を立てておりますが、15年上期の実績は計画を上回るものとなっております。加えて、決済ファイナンスの収益性向上などにも注力してまいります。

なお経費については、15年度に、三井住友銀行における当初計画を1年前倒しで年間経費6千億円体制を実現すべく、取り組んでおります。15年上期については、人件費の削減等により計画は順調に推移しており、15年下期についても、資材調達の見直し等の施策を推進、更なる削減を実現させる所存です。

グループ会社間の協働としては、15年4月に三井住友銀行のシステム関連機能を日本総合研究所に移管・統合いたしております。また11月より三井住友銀行と三井住友カードで協働開発した、20代30代の個人のお客様だけを対象とした商品「One's Style(ワンススタイル)」の取扱いを開始しています。これからも、こうしたグループ会社間の連携を一段と進め、各社の強力な事業基盤をより活かしていくことで、グループ全体の収益力向上を図ってまいります。

6. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

当社では監査役制度を採用しており、監査役5名のうち3名が社外監査役ですが、経営の透明性と健全性を高めるためには、社外の方々のご意見を経営に反映させていくことが重要であると考えており、社外取締役も選任しています。

取締役会は、社外取締役2名を含む8名の取締役で構成されており、その内部に、当社グループ全体のリスク管理やコンプライアンスに関する事項を審議する「リスク管理委員会」のほか、「報酬委員会」及び「人事委員会」という3つの委員会を設けて、業務執行を監督する機能を補完しています。それぞれ公認会計士、弁護士である2名の社外取締役には、3委員会すべての委員（報酬委員会については委員長を含む）に就任いただいております。業務の執行から離れた客観的な立場での審議が可能な体制としています。

一方、グループ全体の業務執行及び経営管理に関する最高意思決定機関として、取締役社長が主宰する「グループ経営会議」を設置しており、同会議は取締役社長の指名する役員によって構成されます。業務執行上の重要事項等については、グループ経営会議を構成する役員間で協議を行った上で、取締役社長がその採否を決定しています。また、当社及びグループ各社の経営レベルで、グループ各社の業務計画に関する事項について意見交換・協議・報告する場として、「グループ戦略会議」を設けています。

(三井住友フィナンシャルグループ)

また、当社グループ全体のコンプライアンス強化等に関し必要な諸施策を実務レベルで協議するため「コンプライアンス委員会」を設置しております。同委員会には、コンプライアンス担当役員、関連部長のほか、諮問委員として外部有識者が参加しています。

当社の業務執行・監査並びに内部統制の仕組みの概要は以下のとおりです。

